

議案第 20 号

羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

放課後児童支援員が都道府県知事等の行う研修を修了すべきことを定めた資格要件に関し、その適用に係る経過措置の期間を延長するとともに、経過措置の適用を受ける者は、採用された日から一定期間が経過する日までに当該研修を修了すべきこととする経過措置の内容変更を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年羽曳野市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成32年3月31日までの」を「令和5年3月31日までの」に、「平成32年3月31日までに」を「令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に採用される場合にあつては、採用の日から起算して1年を経過する日までに、同年4月1日から令和5年3月31日までの間に採用される場合にあつては、同日までに」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後に放課後児童支援員として採用される者について適用し、同日前までに放課後児童支援員として採用された者については、なお従前の例による。

羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 省略 (職員の経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から<u>令和 5 年 3 月 31 日までの間</u>、第 11 条第 3 項の規定の適用については、同項中「<u>修了したもの</u>」とあるのは「<u>修了したもの(令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に採用される場合にあつては、採用の日から起算して 1 年を経過する日までに、同年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に採用される場合にあつては、同日までに修了することを予定している者を含む。)</u>」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 省略 (職員の経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から<u>平成 32 年 3 月 31 日までの間</u>、第 11 条第 3 項の規定の適用については、同項中「<u>修了したもの</u>」とあるのは「<u>修了したもの(平成 32 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含む。)</u>」とする。</p>